

(県土経 3-31) 神奈川県河川情報管理システム

構築業務委託入札説明書

(令和 8 年 9 月 1 日付け公告分)

神奈川県県土整備局事業管理部県土整備経理課

この入札説明書は、本入札に係る公告及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）
- (4) 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）
- (5) 神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年神奈川県規則第134号）
- (6) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか、入札に係る詳細な手続きについては、「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領（URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/>）」に定めるところによるものとする。

1 調達内容

- (1) 件名
神奈川県河川情報管理システム構築業務委託
- (2) 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所
神奈川県県土整備局河川下水道部河港課ほか
- (4) 一般競争入札
本入札は、価格競争による一般競争入札とする。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たす者であることを要する。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理業務委託」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 平成28年4月1日以降に「河川台帳」、「システム開発」及び「地理情報システム」の全てに係る業務を元請として受注し、完了した実績を有する者であること。
- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

- (5) 過去2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた後、神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- (6) 過去6月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた後、神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (8) 事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局指導課入札制度グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話（045）210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局指導課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和8年9月30日(水)午後3時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札の執行事務を担当する所属

郵便番号 231-8588

所在地 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎11階

機関名 神奈川県県土整備局事業管理部県土整備経理課経理第二グループ

担当：内田 涼珠乃

電話番号 (045)210 - 6094

FAX 番号 (045)210 - 8880

4 入札執行等について

- (1) 入札参加資格の確認

ア 競争参加資格確認申請書兼誓約書（様式１）の提出

本件入札に参加を希望する者は、かながわ電子入札共同システムにより競争参加資格確認申請を行うこと。競争参加資格確認申請に際しては、競争参加資格確認申請書兼誓約書（様式１）を添付すること。

また、かながわ電子入札共同システムにより競争参加資格確認申請ができない場合は、持参又は郵便により競争参加資格確認申請書兼誓約書（様式１）を申請受付期間内に３に記載する所属に提出すること。

イ 申請受付期間

令和８年９月１日（火）午後１時から同月30日（水）午後３時まで

持参の場合、令和８年９月１日（火）の午後１時から同月30日（水）の午後３時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く（以下「閉庁日を除く。」という。））。

なお、郵便による場合は、令和８年９月30日（水）午後３時必着とする。

ウ 競争参加資格確認通知書の発行日

令和８年10月６日（火）

エ 入札参加資格がないとされた者の説明要求

入札参加資格がないと認めた理由の通知を受けた者は、通知が発行された日の翌日から起算して５日以内（閉庁日を除く。）に苦情申立書を３に記載する場所に持参することにより説明を求めることができる。説明要求に対しては、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して５日以内（閉庁日を除く。）に回答する。

さらに、この回答に不服がある者は、回答書を受領した日の翌日から起算して７日（閉庁日を除く。）以内に再苦情申立書を３に記載する場所に持参することにより不服を申し立てることができる。再苦情の申立てについては、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行う。

なお、説明要求及び再苦情の申立ては、入札事務の執行を妨げないものとする。

(2) 資料の閲覧

別添「神奈川県河川情報管理システム構築業務委託に係る資料の閲覧について」のとおりとする。

(3) 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問については、かながわ電子入札共同システムにより行うこと。

なお、かながわ電子入札共同システムにより質問ができない場合は、持参又は郵便により質問票（任意様式）を３に記載する所属に提出すること。

ア 受付期間

令和８年９月１日（火）午後１時から同月16日（水）午後３時まで

持参の場合は、令和８年９月１日（火）午後１時から同月16日（水）の午後３時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く（以下「閉庁日を除く。」という。））。

なお、郵便による場合は、令和８年９月16日（水）午後３時必着とする。

イ 回答方法

回答は、かながわ電子入札共同システム及び３の場所で令和８年９月28日（月）か

ら閲覧に供する。

なお、回答内容についての再質問は認められない。

(4) 入札期間及び開札の日時

ア 入札期間

令和 8 年10月 8 日(木)午前 9 時から同月13日(火)午後 3 時まで

イ 開札日時

令和 8 年10月14日(水)午前 9 時

ウ 持参及び郵便による場合の入札書の提出方法

持参又は郵便による入札をしようとする者は、入札書（様式 2）を封筒に入れ密封し、その封書の表面に氏名又は商号及び「令和 8 年10月14日(水)開札、神奈川県河川情報管理システム構築業務委託の入札書在中」と朱書きをすること。令和 8 年10月13日(火)午後 3 時までに到着するよう 3 に記載する所属に提出すること。

なお、持参又は郵送により入札書を提出する場合は、かながわ電子入札共同システムにより入札書を提出することはできない。持参又は郵便及びかながわ電子入札共同システムの両方で入札書を提出した場合は、どちらの入札書も無効となるので注意すること。

(5) 入札の回数

入札の執行回数は、原則として 1 回とするが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、2 回まで入札を行う。

なお、1 回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は 1 回目の入札で失格となった者は再度の入札に参加することはできない。

再度入札を行う際の日時は、次のとおりとする。

ア 再度入札期間

令和 8 年10月15日(木)午前 9 時から同月16日(金)正午まで

イ 再度入札開札日時

令和 8 年10月16日(金)午後 3 時

(6) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を入札書受付締切日時までに 3 に記載する所属に提出しなければならない。

なお、郵便により辞退届を送付しようとする者は、辞退届を封筒に入れ密封し、その封書の表面に氏名又は商号及び「令和 8 年10月14日(水)開札、神奈川県河川情報管理システム構築業務委託の辞退届在中」と朱書きの上、書留等の確実な方法により令和 8 年10月13日(火)午後 3 時までに到着するよう 3 に記載する所属に送付すること。

(7) 入札の無効

入札で次の一に該当するものは、これを無効とします。

ア 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

イ 他人名義の IC カードを不正に取得し使用した入札

ウ 電子入札システムの不正利用及び電子証明書を不正に使用した入札

エ 紙入札書において、次に掲げる不備があった場合

- (ア) 入札者等の記名がないもの
- (イ) 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの
- (ウ) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- (エ) 件名・入札日等記載もれがあるもの

オ その他入札に関する条件に反した入札

(8) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

5 契約等に関する事項

(1) 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

なお、落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失う場合があります。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は、電磁的措置を執ったものの写しを各自保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。「電子契約の導入について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項

契約書（案）のとおりとする。

エ 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

3に記載する所属

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

また、公正に入札を執行できないと認められるとき、又はそのおそれがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止め、

若しくはくじ引きにより入札参加者を決定することがあります。

(4) 調達に関し要する費用

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

(5) 入札書の記載に関する事項

入札参加者は、消費税及び地方税法に基づき、課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額として記載してください。

入札金額の100分の110に相当する金額をもって申し込みがあったものとし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

(6) 郵便による提出の場合

各条項に定める提出書類を郵便により提出する場合、親展と明記し、書留等の確実な方法により送付してください。また、必ず3に記載する所属に連絡をし、提出書類が届いているかを確認してください。

(7) 落札者が契約締結までに、2で定める入札参加者に求められる資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約の締結を行いません。

(8) 落札者が契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4、若しくは第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は神奈川県指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しないこととします。

(9) その他必要事項

この契約に関し、「神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会」から契約締結又は契約執行の停止を受けたときは、契約締結又は契約の執行を停止する場合があります。

(10) 業者調査への協力

県では、契約に係る県の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしている。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第21条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(11) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、「神奈川県暴力団排除条例」に基づき、県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意すること。

(12) この入札についての問い合わせ先

3に記載する所属